

※必ずご確認の上、お手続きください。

(一社) 神奈川県建築士会 退会手続きについて

都合により退会をご希望される場合は、退会処理の間違い防止のため必ず書面（FAX、E-MAIL または郵送）にて、会員番号・氏名・退会月・退会理由等を明記の上、事務局へ届け出てください。

※退会届を提出しない限り、自動継続となります。

[退会届ダウンロード \(word ファイル\)](#)

<ご注意>

1. 下記の「定款（抜粋）」をご確認の上、お手続きください。
2. 退会届をご返送いただけませんと、退会手続きができませんので、必ずご返送ください。
3. 退会日のご指定が無い場合は、退会届の事務局到着日を退会日とさせていただきます。
4. 退会日をさかのぼることはできません。
5. 未納金がある場合は、お払込み後に退会届をご提出ください。
6. 年度末の退会をご希望の際は、「令和〇年3月末日」とご記入ください。
7. 退会後に弊会が保有している会員様の個人情報の削除を希望される場合は、退会届の「**個人情報の削除欄**」へチェックマークをお付けください。
8. 退会後は**会員証（兼CPDカード）**を事務局までご返却ください。

※再入会される場合は、入会金免除となりますので、現在の会員番号をお申し出くださいますようお願い申し上げます。

《お問い合わせ》 (一社)神奈川県建築士会 事務局

TEL 045-201-1284 FAX 045-201-0784

E-MAIL info@kanagawa-kentikusikai.com

一般社団法人神奈川県建築士会 定款（抜粋）

第3章 会 員

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、未納金がある場合にはこれを完納した後でなければ退会届を提出することはできない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 建築士の免許を取り消されたとき
- (2) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 総正会員の同意があったとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき